三十項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項第一号中「これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施されるものに限る。）」を「であつて次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施される事業

ロ　これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が二千人以上三千人未満である駅又は停留場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条第一項に規定する基本構想において定められた同法第二条第二十四号に規定する重点整備地区の区域内の同条第二十三号イに規定する生活関連施設であるものに限る。）において実施される事業

附則第十一条第三十項第二号ロ中「（平成十八年法律第九十一号）」を削り、「第二条第二十三号イ」を「第二条第二十六号イ」に改め、同条第三十一項及び第三十二項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同条第三十三項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十四項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同条第三十五項及び第三十六項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第三十八項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、「のうち、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの」を加え、同条第三十九項中「附則第十五条第四十項に規定する特定電気通信設備」を「附則第十五条第三十六項に規定する特定電気通信設備」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十六項」に、「同条第四十項」を「同条第三十六項」に改め、同条第四十項及び第四十一項を削り、同条第四十二項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十八項」に、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条に次の一項を加える。

50　法附則第十五条第四十五項に規定する自転車を賃貸する事業で政令で定めるものは、同項に規定する市町村自転車活用推進計画を定めた市町村が作成した都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内において行われる事業で総務省令で定めるものとする。

附則第十二条第一項第十二号中「二百十平方メートル」を「百八十平方メートル」に改め、同条第十二項第一号ロ中「又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する地方公共団体の補助」を削る。

附則第十二条の四の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第四項第一号中「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に改め、同条第五項中「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に改め、「専有部分をいう。」の下に「第十三項において同じ。）」を加え、同条第十一項を同条第十九項とし、同条第十項の次に次の八項を加える。

11　法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法附則第十六条の二第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　法附則第十六条の二第十項に規定する取得され、又は改築された家屋（第十二項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び第十五項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

12　法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める区域は、平成二十八年熊本地震に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域（第十六項において「被災区域」という。）とする。

13　法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。次号及び同項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋　当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第十一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

二　区分所有に係る特例適用家屋　当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。）が同条又は法第七百二条の八第一項の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定